

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年 2月28日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6番 7号
【事務連絡者氏名】	阿部 一 連絡場所 東京都港区北青山三丁目 6番 7号
【電話番号】	03-5469-3587
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	明治安田 D C 日本株式リサーチオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

明治安田DC日本株式リサーチオープン（以下、「ファンド」といいます。）

愛称として「DC和太鼓」という名称を用いる場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（本届出書において「自動継続投資契約」とは、このファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下「別に定める契約」ということがあります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額に、販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。なお、現在のところすべての販売会社において無手数料となっております。

申込手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額がかかります。

「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、無手数料となります。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、該当運営管理機関の取決めにいたします。

(7)【申込期間】

平成23年3月1日（火曜日）から平成24年2月29日（水曜日）まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(9)【払込期日】

申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額（申込代金）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田DC日本株式リサーチオープンは、「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きを上回る投資成果を目標として運用を行います。ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信/国内/株式」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信/国内/株式」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産（株式）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドの属性およびその定義>

1. 投資対象資産による属性区分 : その他資産(投資信託証券(株式 一般))
目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて、主として株式(大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)へ投資を行う旨の記載があるものをいいます。
2. 決算頻度による属性区分 : 年1回
目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載がものをいいます。
3. 投資対象地域による属性区分 : 日本
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 投資形態による属性区分 : ファミリーファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限 1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成13年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレズナーDC日本株式リサーチオープン」から「MDAM・DC日本株式リサーチオープン」に変更

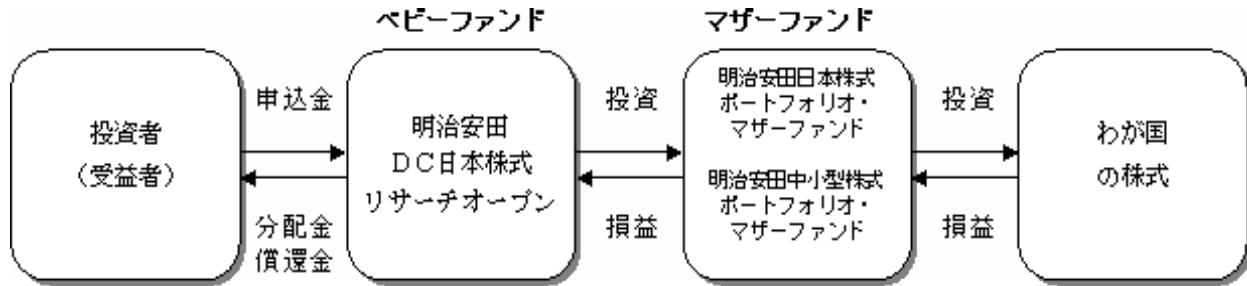
平成22年10月1日 ファンドの名称を「MDAM・DC日本株式リサーチオープン」から「明治安田DC日本株式リサーチオープン」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

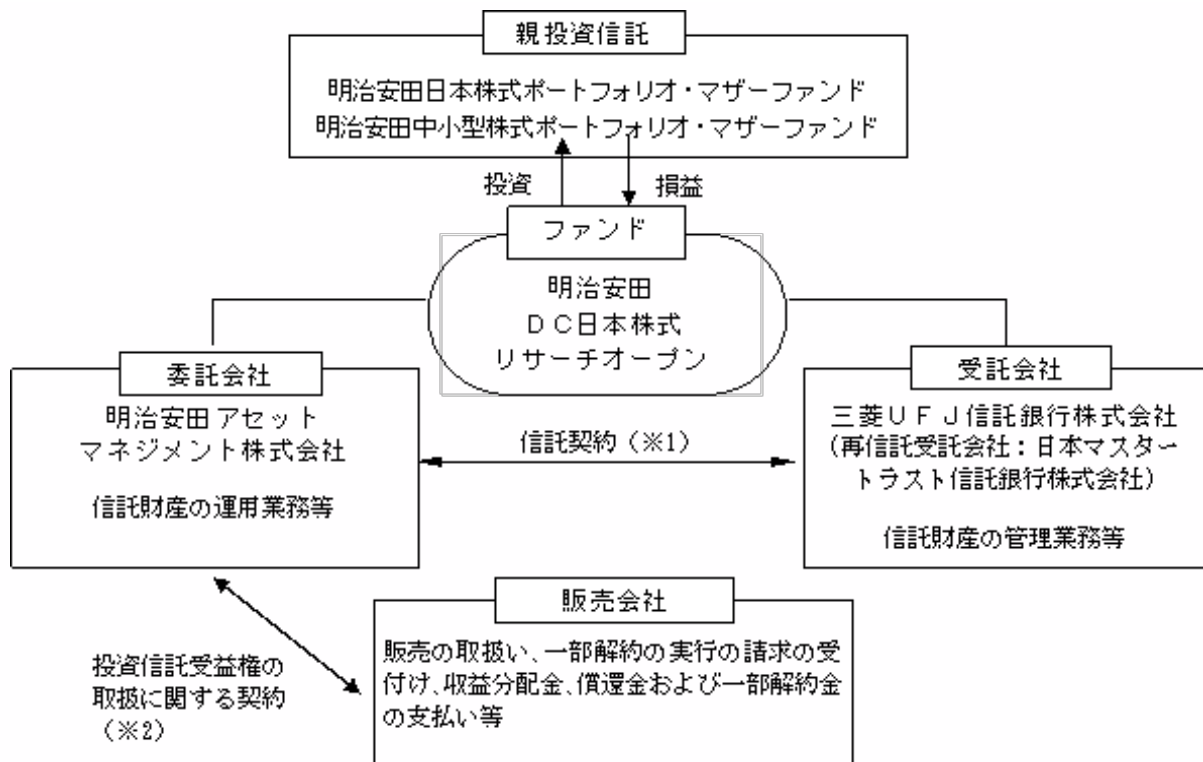
運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社：
販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



- 1 信託契約
委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。
- 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約
委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

- 昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立
 平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデルシュトラッセ 24 - 24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として、運用を行います。

運用の形態等

ファンダメンタルズリサーチを重視した運用により株式市場を上回る収益獲得を目指すアクティブ運用を行います。

投資態度

- TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
 TOPIX（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所が公表する株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。
- TOPIX500に含まれる銘柄を中心に投資を行う明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券と、おもにTOPIX500対象銘柄以外に投資を行う明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券への投資割合は概ね5%～10%程度の範囲で、市況動向等によって機動的に配分を決定します。
- 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドにおいては、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。
- 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドにおいては、企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ・リサーチにグラスルーツリサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。）
- 年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」を通しての国内株式運用の特色

1. リサーチの視点

成長性、クオリティー、バリュエーションを重視した銘柄選定を行い、優れた事業基盤（差別化された商品・サービス・顧客基盤・潜在的に高い成長部門）、優れた経営陣、健全な財務内容を有する企業に投資します。

）成長性（Growth）

市場の成熟度合、価格決定力、国際競争力等の観点から、持続的な収益の成長力を調査・測定します。

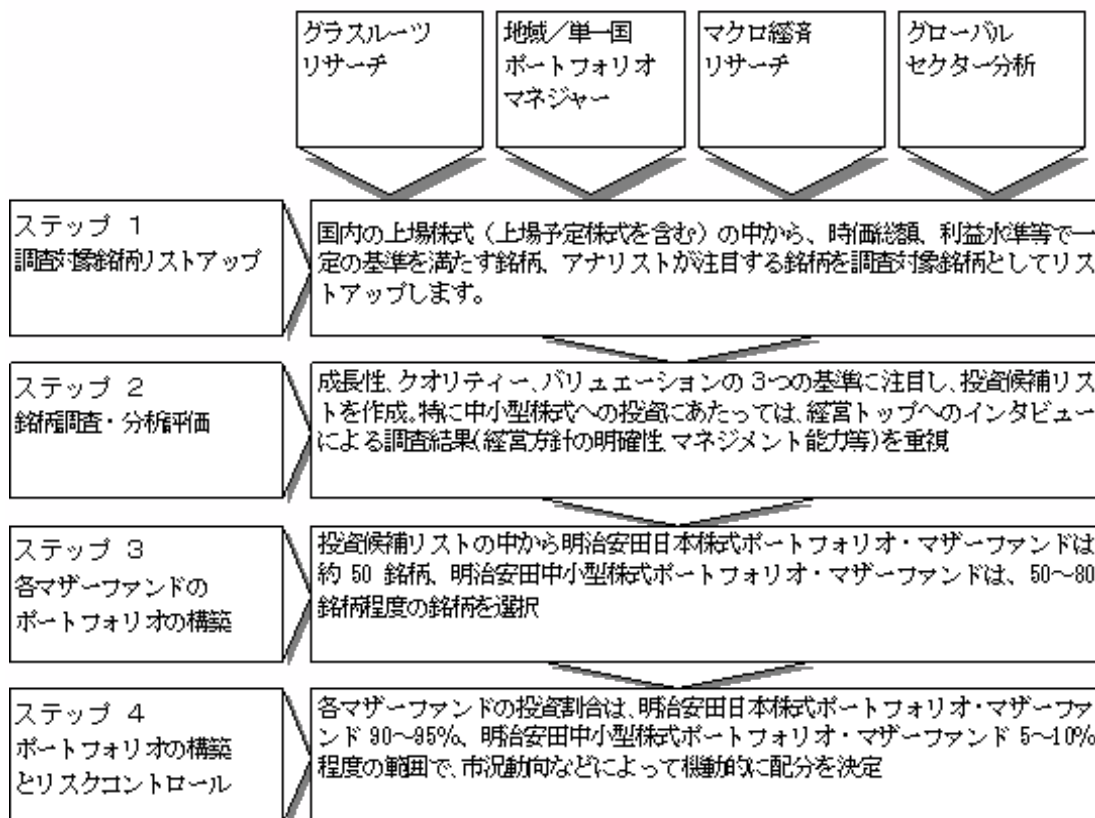
）クオリティー（Quality）

経営内容の質、経営陣への信頼、財務体質等を調査し、対象企業のクオリティーを見極めます。

）バリュエーション（Valuation）

収益ベース、キャッシュフローベース、資産ベースで、適正なバリュエーションを、企業間比較・収益循環を考慮して評価します。

運用プロセスの概要



2. リサーチ体制

日本企業のファンダメンタルズ分析は、海外のアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのリサーチチームとの連携のもとで行われ、また市場の実地調査を行うグラスルーツリサーチによって補完します。

）グローバルリサーチ

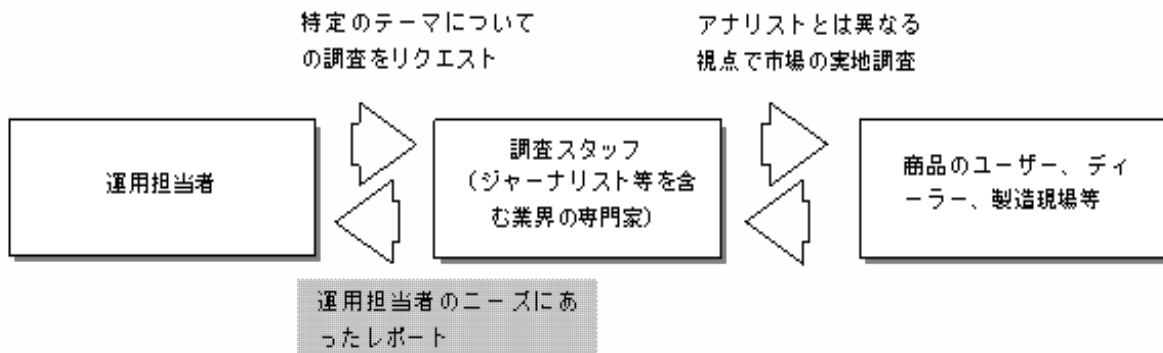
- グローバルに活動する日本企業の海外でのプレゼンスも評価対象となります。
- 海外の視点から見た日本、日本企業の評価情報が活かされます。

）グラスルーツリサーチ

グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- アリアンツ・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。
- 運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- 商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。
- 企業の海外での活動状況を含め調査をグローバルに展開します。

<グラスルーツリサーチのイメージ>



※ グラスルーツリサーチは、通常のファンダメンタルズリサーチの補完的な位置付けであり、組入れる銘柄すべてについて行うわけではありません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(参考) 親投資信託の概要

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資方針

1 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50前後を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資方針

1 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

おもにTOPIX500対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50～80程度を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ・リサーチにグラスルーツリサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。）

(3)投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第25条に定めるものに限りません。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で上記20.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに16.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに16.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「 1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

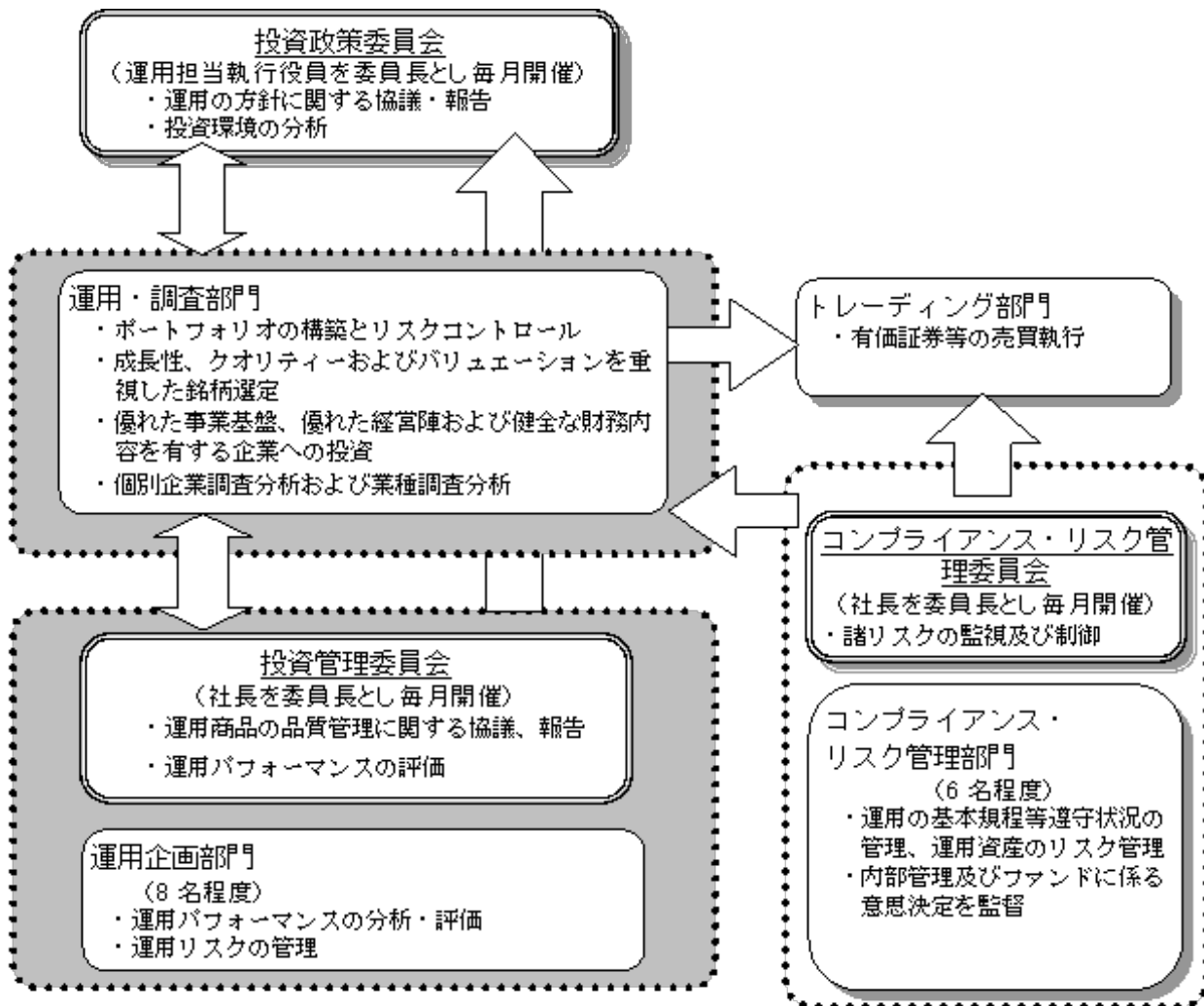
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

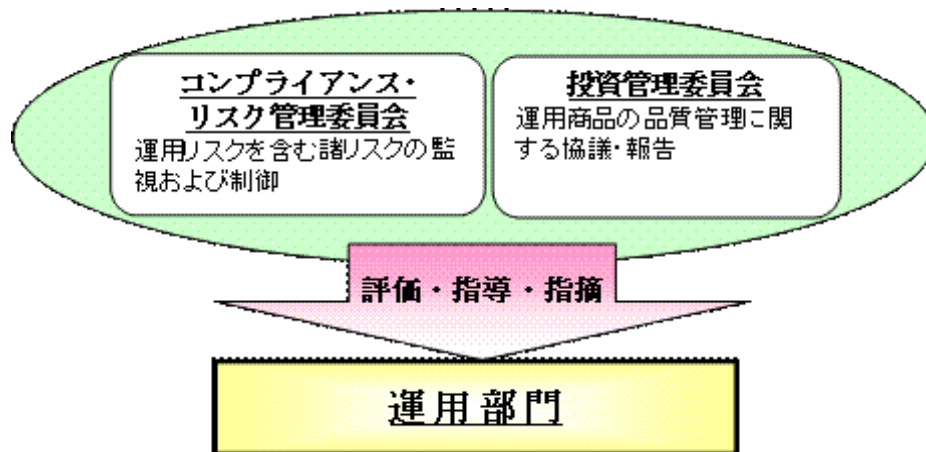
ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 内部管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎年1回（原則11月29日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を提案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の再投資

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします。）の収益分配金は、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資制限（約款運用の基本方針）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限（約款運用の基本方針）

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券等の投資制限（約款運用の基本方針）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券の投資制限（約款運用の基本方針）

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限（約款運用の基本方針）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款運用の基本方針）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款運用の基本方針）

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった

受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けの指図および範囲(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の)および)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - ()株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ()公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

公社債の借入れ(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。

4. 上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ（約款第35条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを委託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行者が、経営・財務状況の不振、倒産、外部評価の変化等の理由により、利払いや償還金の支払いが滞る等、債務不履行が起こる可能性があります。そうした場合、当該有価証券の価額が下落することや、その価値がなくなることによりファンドが重大な損失を被ることがあります。

2. その他のリスク・留意点

流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇す

ると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

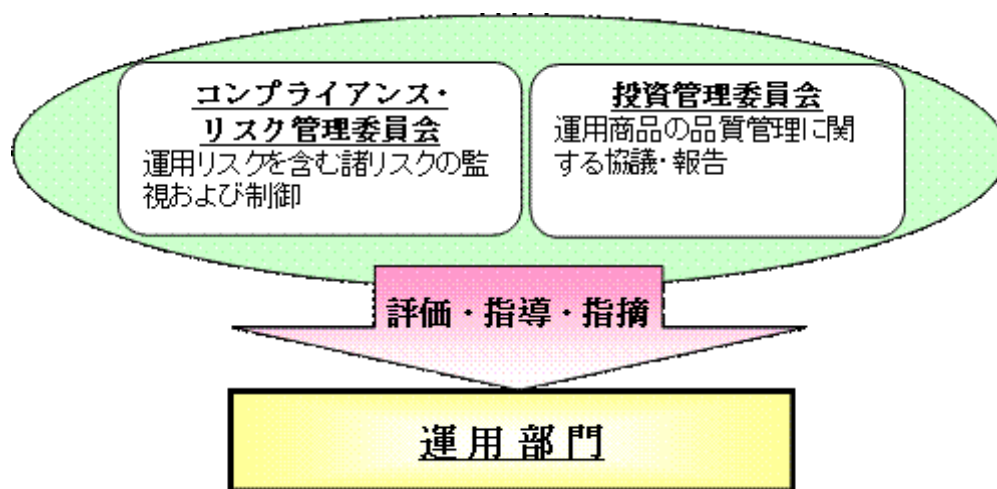
ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。なお、現在のところすべての販売会社において無手数料となっております。

「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

別に定める契約（自動継続投資契約、累投契約等）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、当該計算期間終了日の基準価額とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありませぬ。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.239%（税抜1.18%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.239% （税抜1.18%）	年0.420% （税抜0.40%）	年0.735% （税抜0.70%）	年0.084% （税抜0.08%）

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。

上記信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

このファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

確定拠出年金に係る掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法および地方税法ならびにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）および市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となります。

したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する当該ファンドの期中収益分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

<上記以外の受益者（確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の法人）の場合の課税の取扱い>

平成23年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成24年1月1日以降、税率は、15%（所得税15%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法または確定拠出型年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成23年1月14日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	829,468,642	90.04
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	82,475,567	8.95
小計	911,944,209	98.99
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	9,269,603	1.01
合計（純資産総額）	921,213,812	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	3,438,405,400	98.11
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		66,144,589	1.89
合計（純資産総額）		3,504,549,989	100.00

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	348,614,200	98.11
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		6,700,641	1.89
合計（純資産総額）		355,314,841	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量（口）	簿価単価 / 簿価額（円）	評価単価 / 評価額（円）	投資比率 （％）
1	明治安田日本株式 ポートフォリオ・ マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	1,392,426,796	0.5647 786,366,212	0.5957 829,468,642	90.04
2	明治安田中小型株式 ポートフォリオ・ マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	98,419,532	0.7536 74,177,017	0.8380 82,475,567	8.95

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日立製作所	電気機器	366,000	378.48	138,523,680	447.00	163,602,000	4.67
2	日本	株式	三井物産	卸売業	83,400	1,493.91	124,592,094	1,424.00	118,761,600	3.39
3	日本	株式	東レ	繊維製品	221,000	477.32	105,487,720	515.00	113,815,000	3.25
4	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	20,600	6,365.65	131,132,390	5,390.00	111,034,000	3.17
5	日本	株式	日本電産	電気機器	12,500	7,774.83	97,185,375	8,480.00	106,000,000	3.02
6	日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	776	116,008.38	90,022,502	131,400.00	101,966,400	2.91
7	日本	株式	豊田合成	輸送用機器	49,100	1,901.77	93,376,929	2,035.00	99,918,500	2.85
8	日本	株式	マツダ	輸送用機器	387,000	254.44	98,468,280	250.00	96,750,000	2.76
9	日本	株式	リコー	電気機器	83,000	1,407.21	116,798,430	1,164.00	96,612,000	2.76
10	日本	株式	イビデン	電気機器	33,100	3,095.11	102,448,314	2,860.00	94,666,000	2.70
11	日本	株式	ファミリーマート	小売業	30,500	2,873.82	87,651,510	3,050.00	93,025,000	2.65
12	日本	株式	オリックス	その他金融業	11,270	6,648.80	74,931,976	8,250.00	92,977,500	2.65
13	日本	株式	N T N	機械	206,000	399.33	82,261,980	449.00	92,494,000	2.64
14	日本	株式	第一三共	医薬品	52,400	1,682.11	88,142,564	1,762.00	92,328,800	2.63
15	日本	株式	ウシオ電機	電気機器	56,000	1,447.91	81,082,960	1,625.00	91,000,000	2.60
16	日本	株式	大陽日酸	化学	122,000	687.31	83,851,820	727.00	88,694,000	2.53
17	日本	株式	日清食品ホールディングス	食料品	30,200	3,111.97	93,981,494	2,925.00	88,335,000	2.52
18	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	33,500	2,368.92	79,358,820	2,558.00	85,693,000	2.45
19	日本	株式	静岡銀行	銀行業	110,000	773.31	85,064,100	762.00	83,820,000	2.39
20	日本	株式	パナソニック	電気機器	70,500	1,295.89	91,360,245	1,171.00	82,555,500	2.36
21	日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	38,300	2,329.32	89,212,956	2,149.00	82,306,700	2.35
22	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	149,200	511.79	76,359,068	541.00	80,717,200	2.30
23	日本	株式	ベネッセホールディングス	サービス業	20,500	4,155.57	85,189,185	3,785.00	77,592,500	2.21
24	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	513	149,640.11	76,765,376	146,700.00	75,257,100	2.15
25	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	135,000	536.75	72,461,250	555.00	74,925,000	2.14
26	日本	株式	神戸製鋼所	鉄鋼	344,000	190.70	65,600,800	214.00	73,616,000	2.10
27	日本	株式	積水ハウス	建設業	86,000	872.34	75,021,240	853.00	73,358,000	2.09
28	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	22,900	3,143.26	71,980,654	3,015.00	69,043,500	1.97
29	日本	株式	島津製作所	精密機器	107,000	761.32	81,461,240	633.00	67,731,000	1.93
30	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	42,600	1,492.34	63,573,684	1,564.00	66,626,400	1.90

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	98.11
合計	98.11

3. 株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率 (%)	業種名	投資比率 (%)
電気機器	18.72	食料品	2.52
輸送用機器	7.23	証券・商品先物取引業	2.30
銀行業	6.51	サービス業	2.21
医薬品	6.24	パルプ・紙	2.14
情報・通信業	6.11	鉄鋼	2.10
機械	5.37	建設業	2.09
保険業	4.79	精密機器	1.93
化学	4.14	ゴム製品	1.90
小売業	3.93	海運業	1.55
卸売業	3.39	電気・ガス業	1.36
繊維製品	3.25	ガラス・土石製品	1.28
陸運業	3.17	非鉄金属	1.22
その他金融業	2.65	合計	98.11

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	アールスティ	非鉄金属	15,200	693.30	10,538,160	918.00	13,953,600	3.93
2	日本	株式	日特エンジニアリング	機械	12,600	677.95	8,542,170	1,090.00	13,734,000	3.87
3	日本	株式	トーヨーカネツ	機械	80,000	180.91	14,472,885	155.00	12,400,000	3.49
4	日本	株式	カヤバ工業	輸送用機器	18,000	392.33	7,062,104	649.00	11,682,000	3.29
5	日本	株式	京成電鉄	陸運業	20,000	559.00	11,180,000	574.00	11,480,000	3.23
6	日本	株式	プロトコーポレーション	情報・通信業	3,000	3,470.00	10,410,000	3,565.00	10,695,000	3.01
7	日本	株式	牧野フライス製作所	機械	14,000	631.34	8,838,897	700.00	9,800,000	2.76
8	日本	株式	静岡瓦斯	電気・ガス業	20,000	511.82	10,236,593	485.00	9,700,000	2.73
9	日本	株式	クミアイ化学工業	化学	30,000	245.95	7,378,601	301.00	9,030,000	2.54
10	日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	5,000	1,920.93	9,604,655	1,787.00	8,935,000	2.51
11	日本	株式	東栄住宅	不動産業	6,000	970.00	5,820,000	1,399.00	8,394,000	2.36
12	日本	株式	ドウシシャ	卸売業	4,300	2,234.27	9,607,363	1,951.00	8,389,300	2.36
13	日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	56	136,930.67	7,668,118	147,500.00	8,260,000	2.32
14	日本	株式	日本電産リード	電気機器	6,700	940.56	6,301,786	1,230.00	8,241,000	2.32
15	日本	株式	NECキャピタルソリューション	その他金融業	6,200	1,201.00	7,446,200	1,291.00	8,004,200	2.25
16	日本	株式	愛知製鋼	鉄鋼	13,000	455.94	5,927,320	610.00	7,930,000	2.23
17	日本	株式	朝日インテック	精密機器	5,500	1,689.00	9,289,500	1,420.00	7,810,000	2.20
18	日本	株式	セリア	小売業	46	138,000.00	6,348,000	167,000.00	7,682,000	2.16
19	日本	株式	日本航空電子工業	電気機器	11,000	618.29	6,801,270	676.00	7,436,000	2.09
20	日本	株式	メガチップス	電気機器	4,200	1,553.82	6,526,061	1,769.00	7,429,800	2.09
21	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	2,300	2,541.00	5,844,300	3,070.00	7,061,000	1.99
22	日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	60	125,362.03	7,521,722	113,600.00	6,816,000	1.92
23	日本	株式	メッセージ	サービス業	29	204,800.00	5,939,200	225,600.00	6,542,400	1.84
24	日本	株式	スパークス・グループ	証券、商品先物取引業	600	9,102.36	5,461,416	10,700.00	6,420,000	1.81
25	日本	株式	フジシールインターナショナル	その他製品	3,300	1,871.82	6,177,034	1,897.00	6,260,100	1.76
26	日本	株式	プレス工業	輸送用機器	15,000	225.87	3,388,050	413.00	6,195,000	1.74
27	日本	株式	アークス	小売業	4,700	1,104.45	5,190,959	1,309.00	6,152,300	1.73
28	日本	株式	日本触媒	化学	7,000	828.58	5,800,119	874.00	6,118,000	1.72
29	日本	株式	フェローテック	電気機器	5,000	876.27	4,381,389	1,126.00	5,630,000	1.58
30	日本	株式	ニフコ	化学	2,500	1,867.61	4,669,041	2,205.00	5,512,500	1.55

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	98.11
合計	98.11

3. 株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率 (%)	業種名	投資比率 (%)
電気機器	18.20	陸運業	3.23
機械	16.57	その他製品	3.11
サービス業	8.03	電気・ガス業	2.73
情報・通信業	6.66	不動産業	2.36
化学	5.81	その他金融業	2.25
輸送用機器	5.03	鉄鋼	2.23
精密機器	4.74	証券、商品先物取引業	1.81
小売業	4.40	空運業	1.41
卸売業	4.00	建設業	0.89
非鉄金属	3.93	金属製品	0.71
		合計	98.11

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期 別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1期計算期間末 (平成14年11月29日)	13,152,488	13,152,488	8,455	8,455
第2期計算期間末 (平成15年12月1日)	122,393,325	122,393,325	8,676	8,676
第3期計算期間末 (平成16年11月29日)	310,185,084	310,185,084	9,139	9,139
第4期計算期間末 (平成17年11月29日)	534,690,565	535,119,592	12,463	12,473
第5期計算期間末 (平成18年11月29日)	709,495,435	710,043,421	12,947	12,957
第6期計算期間末 (平成19年11月29日)	772,003,759	772,642,255	12,091	12,101
第7期計算期間末 (平成20年12月1日)	561,236,025	561,236,025	6,658	6,658
第8期計算期間末 (平成21年11月30日)	721,342,023	721,342,023	7,075	7,075
第9期計算期間末 (平成22年11月29日)	849,835,894	849,835,894	7,716	7,716

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成22年1月末日	773,525,160	7,591
平成22年2月末日	715,144,322	7,543
平成22年3月末日	803,799,679	8,325
平成22年4月末日	847,058,895	8,478
平成22年5月末日	778,078,216	7,638
平成22年6月末日	763,167,304	7,300
平成22年7月末日	777,469,954	7,407
平成22年8月末日	738,674,510	7,013
平成22年9月末日	786,861,692	7,319
平成22年10月末日	787,833,022	7,238
平成22年11月末日	840,853,548	7,594
平成22年12月末日	891,815,302	7,918
平成23年1月14日	921,213,812	8,167

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間(平成13年11月30日から平成14年11月29日まで)	0
第2期計算期間(平成14年11月30日から平成15年12月1日まで)	0
第3期計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月29日まで)	0
第4期計算期間(平成16年11月30日から平成17年11月29日まで)	10
第5期計算期間(平成17年11月30日から平成18年11月29日まで)	10
第6期計算期間(平成18年11月30日から平成19年11月29日まで)	10
第7期計算期間(平成19年11月30日から平成20年12月1日まで)	0
第8期計算期間(平成20年12月2日から平成21年11月30日まで)	0
第9期計算期間(平成21年12月1日から平成22年11月29日まで)	0

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間(平成13年11月30日から平成14年11月29日まで)	15.45
第2期計算期間(平成14年11月30日から平成15年12月1日まで)	2.61
第3期計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月29日まで)	5.34
第4期計算期間(平成16年11月30日から平成17年11月29日まで)	36.48
第5期計算期間(平成17年11月30日から平成18年11月29日まで)	3.96
第6期計算期間(平成18年11月30日から平成19年11月29日まで)	6.53
第7期計算期間(平成19年11月30日から平成20年12月1日まで)	44.93
第8期計算期間(平成20年12月2日から平成21年11月30日まで)	6.26
第9期計算期間(平成21年12月1日から平成22年11月29日まで)	9.06

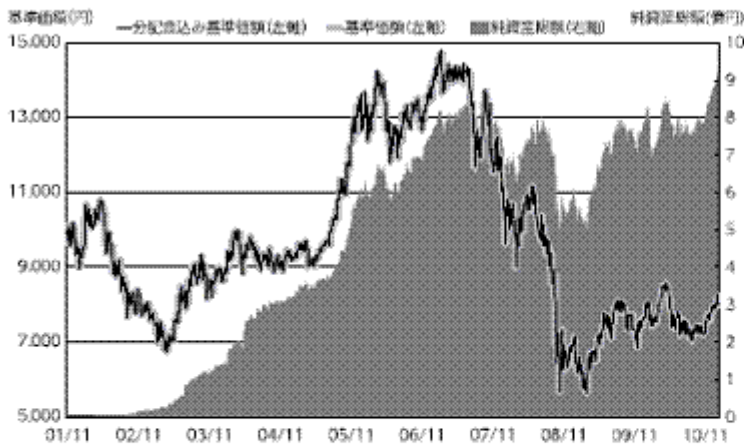
(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

< 参考情報 >

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2011年1月14日

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2010/11/29	0円
2009/11/30	0円
2008/12/1	0円
2007/11/29	10円
2006/11/29	10円
設定来累計	30円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	8,167円
純資産総額	921百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	90.04
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	8.95
その他の資産	1.01
合計(純資産総額)	100.00

組入上位銘柄（マザーファンド）

(明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド)

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 日立製作所	電気機器	4.67
2 三井物産	卸売業	3.39
3 東レ	繊維製品	3.25
4 東日本旅客鉄道	陸運業	3.17
5 日本電産	電気機器	3.02
6 フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	2.91
7 豊田合成	輸送用機器	2.85
8 マツダ	輸送用機器	2.76
9 リコー	電気機器	2.76
10 イビデン	電気機器	2.70

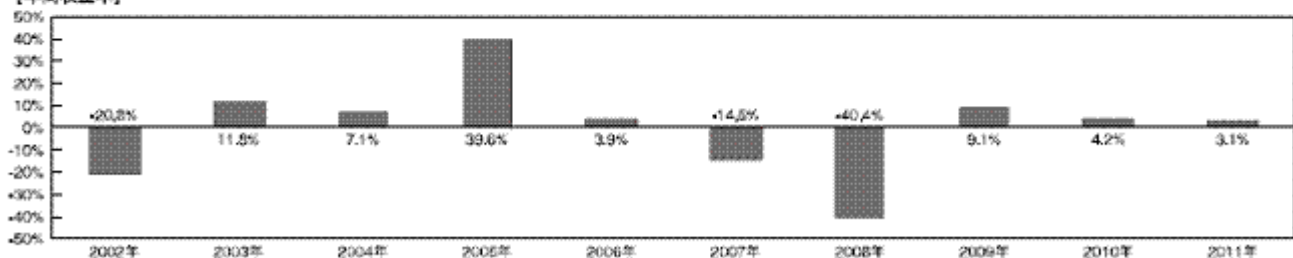
(明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド)

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 アーレスティ	非鉄金属	3.93
2 日特エンジニアリング	機械	3.87
3 トーヨーカネツ	機械	3.49
4 カヤバ工業	輸送用機器	3.29
5 京成電鉄	陸運業	3.23
6 プロトコーポレーション	情報・通信業	3.01
7 牧野フライス製作所	機械	2.76
8 静岡瓦斯	電気・ガス業	2.73
9 クミアイ化学工業	化学	2.54
10 エス・ビー・シー	機械	2.51

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移（暦年ベース）

【年間収益率】



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2011年の基準価額の収益率は、2011年1月14日までの収益率です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成13年11月30日から平成14年11月29日まで）	16,124,042	567,690
第2期計算期間（平成14年11月30日から平成15年12月1日まで）	136,508,242	10,993,588
第3期計算期間（平成15年12月2日から平成16年11月29日まで）	281,585,840	83,239,692
第4期計算期間（平成16年11月30日から平成17年11月29日まで）	216,845,153	127,234,659
第5期計算期間（平成17年11月30日から平成18年11月29日まで）	275,113,166	156,154,137
第6期計算期間（平成18年11月30日から平成19年11月29日まで）	253,667,152	163,157,460
第7期計算期間（平成19年11月30日から平成20年12月1日まで）	329,681,435	125,233,207
第8期計算期間（平成20年12月2日から平成21年11月30日まで）	308,152,824	131,492,654
第9期計算期間（平成21年12月1日から平成22年11月29日まで）	285,055,096	203,316,393

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、確定拠出年金制度を利用する場合に限りです。

取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

お申込単位は、1円以上1円単位とします。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、該当運営管理機関の取決めにいたします。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。なお、現在のところすべての販売会社において無手数料となっております。

販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込代金（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社が別に定める所定の方法によりお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

ファンドは、収益分配金を自動的に無手数料でファンドに再投資する自動継続投資専用ファンドです。取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。

申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

受益権の取得申込者の制限について

受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等による取得の申込みに限るものとします。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の

一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

一部解約の実行請求の受け付けは、原則として午後3時までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受け付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受け付けは、該当運営管理機関の取決めにしたがってください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月30日から翌年11月29日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが

できます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記の3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの

事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、計算期間終了毎に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益権の一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を交付した日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

信託契約の解約等の場合の反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

償還金請求権

1. 受益者は持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

2. 償還金の支払いは販売会社の営業所等において行います。受益者が、信託終了による償還金については、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
ただし、第8期計算期間（平成20年12月2日から平成21年11月30日まで）については、改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産の計算に関する規則に基づき、第9期計算期間（平成21年12月1日から平成22年11月29日まで）については、改正後の財務諸表等規則及び投資信託財産の計算に関する規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成20年12月2日から平成21年11月30日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受け、第9期計算期間（平成21年12月1日から平成22年11月29日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。
なお、従来から当ファンドが監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1【財務諸表】

明治安田DC日本株式リサーチオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成21年11月30日現在)	第9期 (平成22年11月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,521,150	13,312,297
親投資信託受益証券	714,477,542	841,490,593
未収入金	1,800,000	-
未収利息	16	21
流動資産合計	726,798,708	854,802,911
資産合計	726,798,708	854,802,911
負債の部		
流動負債		
未払解約金	806,989	97,899
未払受託者報酬	313,919	328,722
未払委託者報酬	4,316,217	4,519,908
その他未払費用	19,560	20,488
流動負債合計	5,456,685	4,967,017
負債合計	5,456,685	4,967,017
純資産の部		
元本等		
元本	1,019,604,767	1,101,343,470
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	298,262,744	251,507,576
(分配準備積立金)	68,368,797	68,282,320
元本等合計	721,342,023	849,835,894
純資産合計	721,342,023	849,835,894
負債純資産合計	726,798,708	854,802,911

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期 （自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日）	第 9 期 （自 平成21年12月 1 日 至 平成22年11月29日）
営業収益		
受取利息	6,179	5,807
有価証券売買等損益	45,311,281	74,363,051
営業収益合計	45,317,460	74,368,858
営業費用		
受託者報酬	557,420	653,431
委託者報酬	7,664,305	8,984,570
その他費用	34,722	40,721
営業費用合計	8,256,447	9,678,722
営業利益	37,061,013	64,690,136
経常利益	37,061,013	64,690,136
当期純利益	37,061,013	64,690,136
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,864,277	9,738,381
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	281,708,572	298,262,744
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,656,332	58,350,189
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	43,656,332	58,350,189
剰余金減少額又は欠損金増加額	91,407,240	66,546,776
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	91,407,240	66,546,776
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	298,262,744	251,507,576

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第8期 (自平成20年12月2日 至平成21年11月30日)	第9期 (自平成21年12月1日 至平成22年11月29日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成20年12月2日から平成21年11月30日までとなっております。	-

(貸借対照表に関する注記)

区分	第8期 (平成21年11月30日現在)	第9期 (平成22年11月29日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	1,019,604,767口	1,101,343,470口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 298,262,744円	元本の欠損 251,507,576円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.7075円	0.7716円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 (自平成20年12月2日 至平成21年11月30日)		第9期 (自平成21年12月1日 至平成22年11月29日)	
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(配当等収益)(注3)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4)を合計した374,048,236円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(配当等収益、有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(配当等収益)(注3)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4)を合計した416,810,282円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(配当等収益、有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p>	
(単位:円)		(単位:円)	
配当等収益(注1) A	11,362,694	配当等収益(注1) A	14,587,562
有価証券売買等損益 B	33,954,766	有価証券売買等損益 B	59,781,296
解約に伴う当期純利益分配額 C	5,864,277	解約に伴う当期純利益分配額 C	9,738,381
経費 D	8,256,447	経費 D	9,678,722
繰越欠損金補てん額 E	22,211,899	繰越欠損金補てん額 E	42,548,703
収益調整金(その他収益調整金)(注2) F	305,679,439	収益調整金(その他収益調整金)(注2) F	348,527,962
分配準備積立金(配当等収益)(注3) G	5,833,644	分配準備積立金(配当等収益)(注3) G	12,111,462
分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4) H	53,550,316	分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4) H	43,767,806
分配対象収益合計 I (A + B - C - D - E + F + G + H)	374,048,236	分配対象収益合計 I (A + B - C - D - E + F + G + H)	416,810,282
当ファンドの当期末残存受益権口数 J	1,019,604,767 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数 J	1,101,343,470 (口)
分配可能額 K (I)	374,048,236	分配可能額 K (I)	416,810,282
1口当たり分配可能額 L (K / J)	0.3669	1口当たり分配可能額 L (K / J)	0.3785
1口当たり分配額 M	0	1口当たり分配額 M	0
収益分配金額 N	0	収益分配金額 N	0

第8期 (自平成20年12月2日 至平成21年11月30日)	第9期 (自平成21年12月1日 至平成22年11月29日)
<p>(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息6,179円及び親投資信託からの分配可能額11,356,515円を含めて表示しております。</p> <p>(注2) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができ、ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>	<p>(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息5,807円及び親投資信託からの分配可能額14,581,755円を含めて表示しております。</p> <p>(注2) 収益調整金 同左</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益） 同左</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左</p>

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(1) 金融商品の状況に関する事項

第9期 (自平成21年12月1日 至平成22年11月29日)
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第9期 (平成22年11月29日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし ております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれ ております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第8期 (平成21年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	714,477,542	41,359,321
合計	714,477,542	41,359,321

売買目的有価証券

第9期 (平成22年11月29日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	68,400,926
合計	68,400,926

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第8期 (平成21年11月30日現在)	第9期 (平成22年11月29日現在)
	1. 期首元本額	842,944,597円
期中追加設定元本額	308,152,824円	285,055,096円
期中一部解約元本額	131,492,654円	203,316,393円

(4) 【附属明細表】

第1有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	1,354,816,064	764,658,186	
親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	101,953,831	76,832,407	
	合計	1,456,769,895	841,490,593	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成21年11月30日現在）	（平成22年11月29日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	366,691	432,708
コール・ローン	55,267,456	60,562,787
株式	2,948,108,810	3,281,336,250
未収入金	83,402,917	-
未収配当金	13,351,100	17,438,612
未収利息	87	99
流動資産合計	3,100,497,061	3,359,770,456
資産合計	3,100,497,061	3,359,770,456
負債の部		
流動負債		
未払金	102,215,867	-
未払解約金	-	1,710,000
流動負債合計	102,215,867	1,710,000
負債合計	102,215,867	1,710,000
純資産の部		
元本等		
元本	5,878,802,478	5,949,296,074
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,880,521,284	2,591,235,618
元本等合計	2,998,281,194	3,358,060,456
純資産合計	2,998,281,194	3,358,060,456
負債純資産合計	3,100,497,061	3,359,770,456

（注） 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成21年11月30日・平成22年11月29日現在における明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)	(自 平成21年12月1日 至 平成22年11月29日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所における最 終相場（最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額）、または金 融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年11月30日現在)	(平成22年11月29日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	5,878,802,478口	5,949,296,074口
2. 投資信託財 産の計算に 関する規則 第55条の6 第10号に規 定する額	元本の欠損 2,880,521,284円	元本の欠損 2,591,235,618円
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	0.5100円	0.5644円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成21年12月1日 至 平成22年11月29日）	
1.	金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成22年11月29日現在）	
1.	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法 株式、公社債、投資証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成21年11月30日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,948,108,810	79,972,495
合計	2,948,108,810	79,972,495

売買目的有価証券

（平成22年11月29日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	158,871,669
合計	158,871,669

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成21年11月30日現在)	(平成22年11月29日現在)
1. 期首元本額 (注1)	6,680,689,252円	5,690,740,221円
期中追加設定元本額	438,545,407円	426,899,206円
期中一部解約元本額	1,240,432,181円	168,343,353円
平成21年11月30日・平成22年11月29日現在における元本の内訳(注2)		
MDAM日本株式リサーチオープン	1,822,668,950円	明治安田日本株式リサーチオープン 1,750,008,368円
MDAM・DC日本株式リサーチオープン	1,273,409,143円	明治安田DC日本株式リサーチオープン 1,354,816,064円
MDAM・DCハートフルライフ(プラン70)	476,502,594円	明治安田DCハートフルライフ(プラン70) 484,827,365円
MDAMグローバルバランスオープン	254,498,612円	明治安田グローバルバランスオープン 293,821,320円
MDAM・DCグローバルバランスオープン	431,674,341円	明治安田DCグローバルバランスオープン 483,808,369円
MDAM・DCハートフルライフ(プラン30)	167,112,886円	明治安田DCハートフルライフ(プラン30) 167,797,929円
MDAM・DCハートフルライフ(プラン50)	402,740,223円	明治安田DCハートフルライフ(プラン50) 414,777,002円
MDAM・VA日本株式オープン(適格機関投資家私募)	488,928,130円	明治安田VA日本株式オープン(適格機関投資家私募) 463,894,785円
MDAM・VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	317,747,722円	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募) 307,749,697円
MDAM・VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	243,519,877円	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募) 227,795,175円
合計	5,878,802,478円	合計 5,949,296,074円

(注1) 当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

(注2) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
積水ハウス	87,000	810	70,470,000	
日清食品ホールディングス	30,500	2,900	88,450,000	
セブン&アイ・ホールディングス	20,600	2,083	42,909,800	
東レ	158,000	472	74,576,000	
クラレ	34,500	1,184	40,848,000	
レンゴー	136,000	532	72,352,000	
イビデン	22,000	2,375	52,250,000	
宇部興産	65,000	217	14,105,000	
エーザイ	22,400	2,881	64,534,400	
ロート製薬	65,000	940	61,100,000	
第一三共	52,900	1,848	97,759,200	
フジ・メディア・ホールディングス	783	118,500	92,785,500	
ブリヂストン	43,000	1,551	66,693,000	
東海カーボン	85,000	464	39,440,000	
神戸製鋼所	347,000	196	68,012,000	
三菱マテリアル	361,000	264	95,304,000	
ダイキン工業	21,200	3,035	64,342,000	
NTN	208,000	392	81,536,000	
THK	40,300	1,806	72,781,800	
日立製作所	369,000	401	147,969,000	
三菱電機	29,000	840	24,360,000	
日本電産	12,600	8,510	107,226,000	

パナソニック	52,900	1,220	64,538,000	
船井電機	24,900	2,845	70,840,500	
ウシオ電機	39,000	1,465	57,135,000	
いすゞ自動車	71,000	380	26,980,000	
トヨタ自動車	16,100	3,300	53,130,000	
マツダ	390,000	238	92,820,000	
豊田合成	30,200	1,964	59,312,800	
島津製作所	108,000	627	67,716,000	
リコー	84,000	1,213	101,892,000	
ファミリーマート	30,800	2,876	88,580,800	
三井物産	84,100	1,328	111,684,800	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	59,900	405	24,259,500	
三井住友フィナンシャルグループ	23,100	2,603	60,129,300	
静岡銀行	111,000	717	79,587,000	
住友信託銀行	92,000	457	42,044,000	
オリックス	11,370	7,310	83,114,700	
野村ホールディングス	150,500	491	73,895,500	
東京海上ホールディングス	33,800	2,396	80,984,800	
T&Dホールディングス	38,650	1,959	75,715,350	
東日本旅客鉄道	20,800	5,090	105,872,000	
商船三井	96,000	590	56,640,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	518	137,200	71,069,600	
東京瓦斯	134,000	367	49,178,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	16,400	1,597	26,190,800	
ベネッセホールディングス	20,700	3,850	79,695,000	
ソフトバンク	13,100	2,941	38,527,100	
合計	3,963,621		3,281,336,250	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成21年11月30日現在)	(平成22年11月29日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,039,500	11,423,276
株式	293,862,400	322,640,800
未収入金	6,670,383	-
未収配当金	776,950	1,668,350
未収利息	22	18
流動資産合計	315,349,255	335,732,444
資産合計	315,349,255	335,732,444
負債の部		
流動負債		
未払金	8,992,935	-
未払解約金	1,800,000	-
流動負債合計	10,792,935	-
負債合計	10,792,935	-
純資産の部		
元本等		
元本	441,224,039	445,496,275
剰余金		
剰余金又は欠損金()	136,667,719	109,763,831
元本等合計	304,556,320	335,732,444
純資産合計	304,556,320	335,732,444
負債純資産合計	315,349,255	335,732,444

(注) 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成21年11月30日・平成22年11月29日現在における明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自平成20年12月2日 至平成21年11月30日)	(自平成21年12月1日 至平成22年11月29日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成21年11月30日現在）	（平成22年11月29日現在）
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	441,224,039口	445,496,275口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 136,667,719円	元本の欠損 109,763,831円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.6903円	0.7536円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成21年12月1日 至 平成22年11月29日）	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成22年11月29日現在）	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成21年11月30日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	293,862,400	32,169,244
合計	293,862,400	32,169,244

売買目的有価証券

（平成22年11月29日現在）		
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
株式	11,594,153	
合計	11,594,153	

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成21年11月30日現在）		（平成22年11月29日現在）	
1. 期首元本額 （注1）		545,674,339円		426,808,491円
期中追加設 定元本額		72,835,324円		50,043,884円
期中一部解 約元本額		177,285,624円		31,356,100円
平成21年11 月30日・平 成22年11月 29日現在に おける元本 の内訳（注 2）	MDAM日本株式リサー チオープン	140,286,625円	明治安田日本株式リサー チオープン	128,333,477円
	MDAM・DC日本株式 リサーチオープン	94,218,282円	明治安田DC日本株式リ サーチオープン	101,953,831円
	MDAM・DCハートフ ルライフ（プラン70）	35,238,557円	明治安田DCハートフル ライフ（プラン70）	36,470,099円
	MDAMグローバルバ ランスオープン	19,316,580円	明治安田グローバルバ ランスオープン	22,816,845円
	MDAM・DCグローバ ルバランスオープン	32,714,033円	明治安田DCグローバ ルバランスオープン	37,572,365円
	MDAM・DCハートフ ルライフ（プラン30）	12,364,832円	明治安田DCハートフル ライフ（プラン30）	12,634,444円
	MDAM・DCハートフ ルライフ（プラン50）	29,766,453円	明治安田DCハートフル ライフ（プラン50）	31,116,259円
	MDAM・VA日本株式 オープン（適格機関投資 家私募）	37,319,984円	明治安田VA日本株式 オープン（適格機関投資 家私募）	33,979,097円
	MDAM・VAハートフ ルライフ30（適格機関 投資家私募）	23,066,171円	明治安田VAハートフル ライフ30（適格機関投 資家私募）	23,157,483円
	MDAM・VAハートフ ルライフ50（適格機関 投資家私募）	16,932,522円	明治安田VAハートフル ライフ50（適格機関投 資家私募）	17,462,375円
	合計	441,224,039円	合計	445,496,275円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ショーボンドホールディングス	1,800	1,682	3,027,600	
S Foods	4,000	660	2,640,000	
新日鉄ソリューションズ	800	1,636	1,308,800	
カカクコム	2	420,000	840,000	
メッセージ	29	235,800	6,838,200	
ゲンダイエージェンシー	66	80,600	5,319,600	
エムスリー	8	411,500	3,292,000	
セリア	46	143,000	6,578,000	
スタートトゥデイ	5	269,500	1,347,500	
デジタルハーツ	56	118,900	6,658,400	
グリー	2,800	1,000	2,800,000	
GMOペイメントゲートウェイ	1	164,000	164,000	
イーピーエス	22	187,700	4,129,400	
プロトコーポレーション	3,000	3,595	10,785,000	
沢井製薬	400	7,280	2,912,000	
エン・ジャパン	60	109,500	6,570,000	
ファンケル	5,200	1,167	6,068,400	
クミアイ化学工業	30,000	279	8,370,000	
愛知製鋼	13,000	512	6,656,000	
アーレスティ	17,000	871	14,807,000	
エイチワン	2,800	676	1,892,800	
牧野フライス製作所	11,000	627	6,897,000	
旭ダイヤモンド工業	2,000	1,460	2,920,000	
日特エンジニアリング	15,000	758	11,370,000	
エヌ・ピー・シー	5,000	1,787	8,935,000	
トーヨーカネツ	80,000	137	10,960,000	
竹内製作所	3,500	903	3,160,500	
新晃工業	10,000	292	2,920,000	
ホシザキ電機	3,000	1,482	4,446,000	
東洋電機製造	9,000	416	3,744,000	
高岳製作所	7,000	337	2,359,000	
メルコホールディングス	1,500	2,726	4,089,000	
マスプロ電工	4,600	688	3,164,800	
エレコム	5,500	693	3,811,500	
日本航空電子工業	11,000	616	6,776,000	
メガチップス	2,500	1,491	3,727,500	
フェローテック	5,000	1,011	5,055,000	
浜松ホトニクス	2,300	2,796	6,430,800	
ニチコン	4,500	1,029	4,630,500	
カヤバ工業	18,000	566	10,188,000	
プレス工業	15,000	365	5,475,000	
ナガイレーベン	200	1,950	390,000	
ドウシシャ	4,300	1,855	7,976,500	
ナカニシ	300	8,800	2,640,000	
大日本スクリーン製造	5,000	548	2,740,000	
タムロン	2,600	1,663	4,323,800	
朝日インテック	5,500	1,340	7,370,000	
セルシード	1,800	872	1,569,600	
フジシールインターナショナル	3,300	1,740	5,742,000	
パラマウントベッド	2,200	2,187	4,811,400	
ニフコ	2,500	2,238	5,595,000	
三益半導体工業	2,800	848	2,374,400	
スパークス・グループ	600	8,270	4,962,000	
NECキャピタルソリューション	6,200	1,083	6,714,600	
東栄住宅	6,000	1,001	6,006,000	
リサ・パートナーズ	200	35,750	7,150,000	
京成電鉄	20,000	568	11,360,000	
静岡瓦斯	20,000	458	9,160,000	
エイチ・アイ・エス	2,800	1,696	4,748,800	

ダイセキ	3,400	1,637	5,565,800	
加藤産業	2,600	1,332	3,463,200	
アークス	3,400	1,151	3,913,400	
合計	392,195		322,640,800	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成23年1月14日現在)

資産総額	922,858,194 円
負債総額	1,644,382 円
純資産総額(-)	921,213,812 円
発行済数量	1,127,953,057 口
1口当たり純資産額(/)	0.8167 円

(参考) マザーファンドの現況

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年1月14日現在)

資産総額	3,504,549,989 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	3,504,549,989 円
発行済数量	5,883,446,695 口
1口当たり純資産額(/)	0.5957 円

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年1月14日現在)

資産総額	357,496,271 円
負債総額	2,181,430 円
純資産総額(-)	355,314,841 円
発行済数量	423,984,032 口
1口当たり純資産額(/)	0.8380 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年1月14日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126 本	476,867 百万円
単位型株式投資信託	3 本	3,672 百万円
合 計	129 本	480,540 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 M D A Mアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、平成22年7月1日に名称を変更し、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,991,495	5,244,171
前払費用	74,359	45,055
未収入金	-	376
未収委託者報酬	197,729	196,221
未収運用受託報酬	¹ 563,651	¹ 550,685
未収投資助言報酬	¹ 149,263	¹ 126,638
繰延税金資産	59,785	54,282
未収還付法人税等	184,402	-
その他	14,729	6,190
流動資産合計	6,235,417	6,223,622
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 77,307	² 69,910
器具備品	² 185,794	² 136,629
有形固定資産合計	263,101	206,539
無形固定資産		
ソフトウェア	55,251	44,228
電話加入権	6,662	6,662
その他	745	755
無形固定資産合計	62,658	51,646
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 204,426	¹ 204,426
長期前払費用	455	365
繰延税金資産	31,097	19,854
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	48,000	48,000
投資その他の資産合計	236,979	225,645
固定資産合計	562,739	483,831
資産合計	6,798,156	6,707,454

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,129	10,433
未払金	285,007	249,499
未払収益分配金	63	105
未払償還金	26,039	28,065
未払手数料	111,698	107,831
その他未払金	147,206	113,496
未払費用	63,296	48,119
未払法人税等	-	9,034
未払消費税等	-	11,774
賞与引当金	111,651	78,606
流動負債合計	470,085	407,468
固定負債		
退職給付引当金	34,527	16,119
固定負債合計	34,527	16,119
負債合計	504,613	423,587
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
資本剰余金合計	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計	4,633,099	4,623,423
株主資本合計	6,293,543	6,283,866
純資産合計	6,293,543	6,283,866
負債・純資産合計	6,798,156	6,707,454

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,671,697	2,172,380
運用受託報酬	1,895,368	1,731,095
投資助言報酬	285,808	246,119
営業収益合計	4,852,874	4,149,595
営業費用		
支払手数料	1,539,781	1,226,938
広告宣伝費	27,273	20,282
公告費	2,008	1,140
調査費	631,638	569,699
調査費	275,877	273,646
委託調査費	355,760	296,052
委託計算費	223,105	214,468
営業雑経費	117,560	98,343
通信費	18,545	16,293
印刷費	89,443	73,629
協会費	6,540	5,629
諸会費	3,030	2,789
営業費用合計	2,541,367	2,130,871
一般管理費		
給料	1,229,342	1,199,808
役員報酬	60,179	56,262
給料・手当	963,583	951,163
賞与	205,578	192,382
その他報酬	42,327	22,884
賞与引当金繰入	111,651	78,606
退職金	17,750	-
福利厚生費	194,539	187,320
交際費	5,155	1,796
旅費交通費	37,766	27,755
租税公課	16,954	17,285
不動産賃借料	256,749	255,113
退職給付費用	1,477	37,281
貸倒引当金繰入	1,400	-
固定資産減価償却費	65,199	71,901
諸経費	151,288	101,732
一般管理費合計	2,128,647	2,001,487
営業利益	182,858	17,235

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	14,568	8,636
償還金等時効完成分	122	5,111
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,747	¹ 1,738
還付加算金	-	5,459
雑益	178	1,391
営業外収益合計	16,618	22,338
営業外費用		
償還金等時効完成分支払額	3,264	-
雑損	217	-
営業外費用合計	3,481	-
経常利益	195,995	39,573
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 3,080	² 212
商号変更費用	36,617	-
ゴルフ会員権償還損	633	-
特別損失合計	40,330	212
税引前当期純利益	155,664	39,361
法人税、住民税及び事業税	2,475	2,290
法人税等調整額	66,781	16,747
法人税等合計	69,257	19,037
当期純利益	86,407	20,323

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,521,650	1,458,057
当期変動額		
剰余金の配当	150,000	30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	63,592	9,676
当期末残高	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計		
前期末残高	4,696,692	4,633,099
当期変動額		
剰余金の配当	150,000	30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	63,592	9,676
当期末残高	4,633,099	4,623,423
株主資本合計		
前期末残高	6,357,135	6,293,543
当期変動額		
剰余金の配当	150,000	30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	63,592	9,676
当期末残高	6,293,543	6,283,866

重要な会計方針

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>（会計方針の変更） 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p>	<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>	<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)退職給付引当金 同左</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>	<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>

表示方法の変更

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. (損益計算書) 投資運用業等統一経理基準一部改正（平成20年3月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 前事業年度において「調査費」として表示しておりました支払投資助言報酬につき当事業年度においては「委託調査費」として表示しております。 なお、前事業年度の「調査費」として表示した支払投資助言報酬は135,539千円であります。また当事業年度より「委託調査費」として表示した支払投資助言報酬は98,709千円であります。</p>	<p>_____</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)																				
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">43,508千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">149,263千円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">204,060千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">68,895千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">198,399千円</td> </tr> </table>	未収運用受託報酬	43,508千円	未収投資助言報酬	149,263千円	長期差入保証金	204,060千円	建物	68,895千円	器具備品	198,399千円	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">35,828千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">126,638千円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">204,060千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">76,292千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">244,766千円</td> </tr> </table>	未収運用受託報酬	35,828千円	未収投資助言報酬	126,638千円	長期差入保証金	204,060千円	建物	76,292千円	器具備品	244,766千円
未収運用受託報酬	43,508千円																				
未収投資助言報酬	149,263千円																				
長期差入保証金	204,060千円																				
建物	68,895千円																				
器具備品	198,399千円																				
未収運用受託報酬	35,828千円																				
未収投資助言報酬	126,638千円																				
長期差入保証金	204,060千円																				
建物	76,292千円																				
器具備品	244,766千円																				

(損益計算書関係)

第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品3,080千円であります。</p>	<p>1 同左</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	利益剰余金	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(リース取引関係)

第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左

(金融商品関係)

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金(貸借対照表計上額204,426千円)は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

(有価証券関係)

第23期(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

第24期(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	220,105
(2)年金資産 (千円)	185,577
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	34,527
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	34,527

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用 (千円)	1,477

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	16,119

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

(ストック・オプション等関係)

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
未払費用否認 6,257	未払費用否認 4,207
賞与引当金繰入限度超過額 45,431	賞与引当金繰入限度超過額 31,985
ゴルフ会員権評価損否認 2,441	ゴルフ会員権評価損否認 2,441
貸倒引当金繰入限度超過額 19,531	貸倒引当金繰入限度超過額 19,531
未払福利厚生費否認 11,151	未払事業税 2,984
退職給付引当金繰入限度超過額 14,049	未払福利厚生費否認 11,011
税務上の繰越欠損金 16,672	退職給付引当金繰入限度超過額 6,558
税務上の前払費用 6,664	税務上の繰越欠損金 13,086
その他 2,335	その他 4,303
繰延税金資産小計 124,533	繰延税金資産小計 96,109
評価性引当額 21,972	評価性引当額 21,972
繰延税金資産合計 102,561	繰延税金資産合計 74,136
繰延税金負債	繰延税金負債
未収還付事業税 11,677	繰延税金資産の純額 74,136
繰延税金負債合計 11,677	
繰延税金資産の純額 90,883	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.69%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.84%	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.85%
評価性引当額 0.37%	住民税均等割 5.82%
住民税均等割 1.47%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.36%
その他 0.12%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.49%	

（企業結合等関係）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
該当事項はありません。

（持分法損益等）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員4名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	37,648千円	未収運用受託報酬	43,508千円
		投資助言報酬	285,808千円	未収投資助言報酬	149,263千円
		事務所家賃	247,820千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。
事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
(注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
(注2)上記役員の兼任の内訳は、非常勤取締役2名、非常勤監査役2名であります。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。
事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
(注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	499,447円91銭	498,680円02銭
1株当たり当期純利益	6,857円17銭	1,612円87銭

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,293,543	6,283,866
普通株式に係る純資産額(千円)	6,293,543	6,283,866
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	12,601
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益(千円)	86,407	20,323
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	86,407	20,323
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
	<p>・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。</p> <p>1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。</p> <p>2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社</p> <p>3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。</p> <p>4. 合併比率等 (1)合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2)合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3)資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 資本金 0円 資本準備金 0円 その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 利益準備金 0円 その他利益剰余金 0円</p> <p>5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1)事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2)営業成績及び財産の状況</p> <table border="1" data-bbox="794 1480 1374 1659"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>2,820百万円</td> </tr> <tr> <td>当期純損失</td> <td>255百万円</td> </tr> <tr> <td>資産の額</td> <td>3,935百万円</td> </tr> <tr> <td>負債の額</td> <td>299百万円</td> </tr> <tr> <td>純資産の額</td> <td>3,635百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 合併効力発生日 平成22年10月1日</p>	区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												

中間財務諸表等
 中間財務諸表
 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	5,095,931
未収委託者報酬	169,447
未収運用受託報酬	626,264
未収投資助言報酬	140,636
繰延税金資産	40,324
その他	104,571
流動資産合計	6,177,175
固定資産	
有形固定資産	¹ 320,139
無形固定資産	45,723
投資その他の資産	273,400
長期差入保証金	190,679
繰延税金資産	81,401
その他	49,320
貸倒引当金	48,000
固定資産合計	639,263
資産合計	6,816,439
負債の部	
流動負債	
未払償還金	25,339
未払手数料	91,354
未払法人税等	5,464
賞与引当金	69,556
その他	² 395,897
流動負債合計	587,612
固定負債	
退職給付引当金	22,518
資産除去債務	54,733
固定負債合計	77,252
負債合計	664,865
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,316,089
利益剰余金合計	4,491,130
株主資本合計	6,151,574
純資産合計	6,151,574
負債純資産合計	6,816,439

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成22年4月1日	
至 平成22年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	881,984
運用受託報酬	860,334
投資助言報酬	133,939
営業収益合計	1,876,258
営業費用	
支払手数料	491,158
その他営業費用	430,784
営業費用合計	921,942
一般管理費	¹ 971,015
営業損失()	16,699
営業外収益	² 7,719
営業外費用	-
経常損失()	8,980
特別利益	-
特別損失	³ 163,455
税引前中間純損失()	172,436
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	47,589
法人税等合計	46,444
中間純損失()	125,991

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成22年4月1日	
至 平成22年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
資本剰余金合計	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,448,381
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,300
中間純損失()	125,991
当中間期変動額合計	132,292
当中間期末残高	1,316,089
利益剰余金合計	
前期末残高	4,623,423
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,300
中間純損失()	125,991
当中間期変動額合計	132,292
当中間期末残高	4,491,130
株主資本合計	
前期末残高	6,283,866
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,300
中間純損失()	125,991
当中間期変動額合計	132,292
当中間期末残高	6,151,574

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 3年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
2. 引当金の計上基準	
(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	
(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

会計方針の変更

1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用	
当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。	
これにより、当中間会計期間の営業損失、経常損失はそれぞれ1,663千円増加し、税引前中間純損失は36,286千円増加しております。	
2. 企業結合に関する会計基準等	
当中間会計期間から、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	111,583千円
器具備品	255,573千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	28,893千円
無形固定資産	7,183千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	2,687千円
償還金等時効完成分	2,726千円
保険契約返戻金・配当金	2,265千円
3 特別損失のうち主なもの	
合併関連費用	33,874千円
特別退職加算金等	88,325千円
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	34,623千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	12,601株	-	-	12,601株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,095,931	5,095,931	-
(2)未収委託者報酬	169,447	169,447	-
(3)未収運用受託報酬	626,264	626,264	-
(4)未収投資助言報酬	140,636	140,636	-
(5)長期差入保証金	190,679	186,008	4,670
資産計	6,222,958	6,218,288	4,670
(1)未払手数料	91,354	91,354	-
負債計	91,354	91,354	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	54,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他	244千円
当中間会計期間末残高	<u>54,733千円</u>

(注)「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	合計
外部顧客への売上高	881,984	860,334	133,939	1,876,258

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	311,996

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	488,181円45銭
1株当たり中間純損失	9,998円56銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
中間損益計算書上の中間純損失(千円)	125,991
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純損失(千円)	125,991
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
(安田投信投資顧問株式会社との合併)	
当社は、平成22年10月1日をもって安田投信投資顧問株式会社と合併いたしました。	
1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要	
(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容	
名称	当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社
事業の内容	金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業
(2) 企業結合日	
平成22年10月1日	
(3) 企業結合の法的形式	
当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併	
(4) 結合後企業の名称	
明治安田アセットマネジメント株式会社	
(5) 取引の目的を含む取引の概要	
吸収合併の目的	
両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。	
合併比率等	
安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。	
2. 実施した会計処理の概要	
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。	

[次へ](#)

（参考情報）安田投信投資顧問株式会社の経理状況

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成し、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし、第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第12期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び第12期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、安田投信投資顧問株式会社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約は、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

財務諸表

(1)貸借対照表

(単位：千円)

	第11期 (平成21年3月31日現在)		第12期 (平成22年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,123,431		2,789,275
前払費用		34,920		30,092
未収入金		-		400
未収委託者報酬		309,359		376,268
未収運用受託報酬	2	47,231	2	43,891
未収投資助言報酬	2	55,320	2、3	51,222
未収還付法人税等		32,227		490
未収消費税等		17,677		-
その他流動資産		5,965		349
流動資産計		3,626,134		3,291,990
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	57,092	1	0
器具備品	1	50,821	1	168
有形固定資産計		107,913		168
無形固定資産				
ソフトウェア		17,506		0
電話加入権		4,324		0
その他無形固定資産		93		0
無形固定資産計		21,924		0
投資その他の資産				
長期前払費用		1,232		795
長期差入保証金		177,826		177,826
投資その他の資産計		179,058		178,621
固定資産計		308,897		178,790
資産合計		3,935,031		3,470,780

（単位：千円）

	第11期 （平成21年3月31日現在）	第12期 （平成22年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	6,182	7,372
未払金	102,930	131,478
未払手数料	2	2
未払費用	105,129	122,346
未払法人税等	-	5,636
未払消費税等	5,569	3,152
賞与引当金	56,231	45,996
流動負債計	276,043	315,983
固定負債		
退職給付引当金	23,821	26,464
固定負債計	23,821	26,464
負債合計	299,864	342,447
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	362,916	143,917
利益剰余金計	388,916	117,917
株主資本計	3,635,166	3,128,332
純資産合計	3,635,166	3,128,332
負債・純資産合計	3,935,031	3,470,780

(2)損益計算書

(単位：千円)

	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		第12期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		2,134,231		2,044,648
受入手数料		50,488		41,986
運用受託報酬	1	506,704	1	451,493
投資助言報酬	1	129,235	1	97,702
営業収益計		2,820,660		2,635,830
営業費用				
支払手数料	1	766,367	1	734,910
広告宣伝費		12,867		12,755
公告費		1,178		-
調査費		865,325		825,782
調査費		328,473		320,533
委託調査費		535,416		503,991
図書費		1,435		1,257
委託計算費		60,702		60,370
営業雑経費		84,024		84,092
印刷費		65,600		65,788
その他雑経費		18,424		18,303
営業費用計		1,790,465		1,717,910
一般管理費				
給料		712,599		709,559
役員報酬		57,749		79,436
給料・手当		552,981		536,290
賞与		101,868		93,832
交際費		4,135		1,226
寄付金		300		200
旅費交通費		23,065		16,672
租税公課		11,669		10,372
不動産賃借料		151,538		154,230
退職給付費用		19,077		18,072
賞与引当金繰入		56,231		45,996
固定資産減価償却費		47,262		46,903
諸経費		217,534		217,615
一般管理費計		1,243,414		1,220,849
営業損失()		213,219		302,929

(単位:千円)

	第11期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第12期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	10,527	3,269
雑収入	247	1,270
営業外収益計	10,774	4,540
営業外費用		
固定資産除却損	1,950	1,202
為替差損	-	557
雑損失	60	642
営業外費用計	2,010	2,401
経常損失()	204,455	300,789
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
前期損益修正損	-	1,114
減損損失	-	3 192,813
貸倒引当金繰入	-	9,825
臨時法務費用	2 9,835	-
特別損失計	9,835	203,753
税引前当期純損失()	214,291	504,543
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	39,374	-
当期純損失()	255,955	506,833

(3)株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第12期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	650,084	362,916
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失()	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	362,916	143,917
株主資本合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失()	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332
純資産合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失()	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332

重要な会計方針

項目	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1)</p> <hr/> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)																						
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">33,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">111,295千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">793千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">39,593千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">11,241千円</td> </tr> </table> <p>3</p> <hr style="width: 30%; margin-left: 0;"/>	建物	33,650千円	器具備品	111,295千円	未収運用受託報酬	793千円	未収投資助言報酬	39,593千円	未払手数料	11,241千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">42,498千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">110,250千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">870千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">40,705千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">13,225千円</td> </tr> </table> <p>3 下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">9,825千円</td> </tr> </table>	建物	42,498千円	器具備品	110,250千円	未収運用受託報酬	870千円	未収投資助言報酬	40,705千円	未払手数料	13,225千円	未収投資助言報酬	9,825千円
建物	33,650千円																						
器具備品	111,295千円																						
未収運用受託報酬	793千円																						
未収投資助言報酬	39,593千円																						
未払手数料	11,241千円																						
建物	42,498千円																						
器具備品	110,250千円																						
未収運用受託報酬	870千円																						
未収投資助言報酬	40,705千円																						
未払手数料	13,225千円																						
未収投資助言報酬	9,825千円																						

(損益計算書関係)

第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第12期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																														
<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,666千円</td> </tr> <tr> <td>投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">81,260千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">50,116千円</td> </tr> </table> <p>2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。</p> <p>3</p> <hr style="width: 30%; margin-left: 0;"/>	運用受託報酬	1,666千円	投資助言報酬	81,260千円	支払手数料	50,116千円	<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,422千円</td> </tr> <tr> <td>投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">77,334千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">49,452千円</td> </tr> </table> <p>2</p> <hr style="width: 30%; margin-left: 0;"/> <p>3 減損損失 当社は以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 30%;">用途</th> <th style="width: 50%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都千代田区</td> <td style="text-align: center;">本社設備等</td> <td>建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 前事業年度及び当事業年度と二期連続して営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建物</td> <td style="text-align: right;">48,504千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">44,785千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">95,123千円</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">4,324千円</td> </tr> <tr> <td>その他無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">75千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">192,813千円</td> </tr> </table> <p>(4) 資産のグルーピング方法 投資顧問事業及び投資信託事業を含め、全社で一つの資産グループとしております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を適用しております。</p>	運用受託報酬	1,422千円	投資助言報酬	77,334千円	支払手数料	49,452千円	場所	用途	種類	東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産	建物	48,504千円	器具備品	44,785千円	ソフトウェア	95,123千円	電話加入権	4,324千円	その他無形固定資産	75千円	計	192,813千円
運用受託報酬	1,666千円																														
投資助言報酬	81,260千円																														
支払手数料	50,116千円																														
運用受託報酬	1,422千円																														
投資助言報酬	77,334千円																														
支払手数料	49,452千円																														
場所	用途	種類																													
東京都千代田区	本社設備等	建物、器具備品、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産																													
建物	48,504千円																														
器具備品	44,785千円																														
ソフトウェア	95,123千円																														
電話加入権	4,324千円																														
その他無形固定資産	75千円																														
計	192,813千円																														

（株主資本等変動計算書関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品に関する注記）

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,789,275	2,789,275	-
(2) 未収委託者報酬	376,268	376,268	-
(3) 未収運用受託報酬	43,891	43,891	-
(4) 未収投資助言報酬	61,047		
貸倒引当金（ 1 ）	9,825		
	51,222	51,222	-
(5) 長期差入保証金	177,826	177,826	-
資産計	3,438,483	3,438,483	-
(1) 未払金	131,478	131,478	-
(2) 未払費用	122,346	122,346	-
負債計	253,825	253,825	-

（ 1 ）未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注）1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月1日に合併を予定しており、長期差入保証金は1年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない9,825千円を除いたすべての金銭債権について1年以内の回収を予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月1日に合併予定のため、1年以内の返還を予定しております。

（有価証券関係）

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

第12期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
<p>1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>(1) 退職給付債務 23,821千円 (2) 退職給付引当金 23,821千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日至平成21年3月31日） 退職給付費用 19,077千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>(1) 退職給付債務 26,464千円 (2) 退職給付引当金 26,464千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） 退職給付費用 18,072千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,796千円が含まれております。</p>

（ストック・オプション等関係）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>（繰延税金資産）</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">87,823千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">22,880千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td> <td style="text-align: right;">2,864千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3,081千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">116,650千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,692千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">113千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,806千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">126,457千円</td> </tr> </table> <p>評価性引当金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">125,201千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産合計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,255千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収事業税</td> <td style="text-align: right;">1,255千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,255千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債合計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,255千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> </table>	税務上の繰越欠損金	87,823千円	賞与引当金	22,880千円	法定福利費	2,864千円	その他	3,081千円	計	116,650千円	退職給付引当金	9,692千円	その他	113千円	計	9,806千円		126,457千円		125,201千円		1,255千円	未収事業税	1,255千円	計	1,255千円		1,255千円		- 千円	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>（繰延税金資産）</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">212,144千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">18,715千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入</td> <td style="text-align: right;">3,997千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td> <td style="text-align: right;">2,392千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3,582千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">240,833千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">78,455千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">10,768千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">94千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89,319千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">330,153千円</td> </tr> </table> <p>評価性引当金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">330,153千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産合計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> </table>	税務上の繰越欠損金	212,144千円	賞与引当金	18,715千円	貸倒引当金繰入	3,997千円	法定福利費	2,392千円	その他	3,582千円	計	240,833千円	減損損失	78,455千円	退職給付引当金	10,768千円	その他	94千円	計	89,319千円		330,153千円		330,153千円		- 千円
税務上の繰越欠損金	87,823千円																																																								
賞与引当金	22,880千円																																																								
法定福利費	2,864千円																																																								
その他	3,081千円																																																								
計	116,650千円																																																								
退職給付引当金	9,692千円																																																								
その他	113千円																																																								
計	9,806千円																																																								
	126,457千円																																																								
	125,201千円																																																								
	1,255千円																																																								
未収事業税	1,255千円																																																								
計	1,255千円																																																								
	1,255千円																																																								
	- 千円																																																								
税務上の繰越欠損金	212,144千円																																																								
賞与引当金	18,715千円																																																								
貸倒引当金繰入	3,997千円																																																								
法定福利費	2,392千円																																																								
その他	3,582千円																																																								
計	240,833千円																																																								
減損損失	78,455千円																																																								
退職給付引当金	10,768千円																																																								
その他	94千円																																																								
計	89,319千円																																																								
	330,153千円																																																								
	330,153千円																																																								
	- 千円																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。</p>																																																								

（企業結合等関係）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	（被所有） 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬 未収運用受託報酬 未払手数料等	39,593 793 11,276

注）1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第12期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	（被所有） 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 78,756 費用 50,408	未収投資助言報酬 未収運用受託報酬 未払手数料等	40,705 870 13,261

注）1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（ 1株当たり情報 ）

第11期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第12期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 31,446円07銭	1株当たり純資産額 27,061円70銭
1株当たり当期純損失 2,214円14銭	1株当たり当期純損失 4,384円37銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
当期純損失 255,955千円	当期純損失 506,833千円
普通株主に帰属しない金額 -	普通株主に帰属しない金額 -
普通株式に係る当期純損失 255,955千円	普通株式に係る当期純損失 506,833千円
期中平均株式数 115,600株	期中平均株式数 115,600株

（ 重要な後発事象 ）

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社との合併について

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。

1 合併の目的

資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客様のニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。

2 合併の方法及び合併契約の要旨

(1) 合併効力発生日

平成22年10月1日

(2) 合併の方法

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸収合併方式により合併いたします。

(3) 合併後の社名（商号）

明治安田アセットマネジメント株式会社

（ 英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd. ）

(4) 合併比率

MDAMアセットマネジメント株式会社は普通株式6,286株を発行し、当社の普通株式1株につき、MDAMアセットマネジメント株式会社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付いたします。

3 合併の相手会社の概要

商号	M D A Mアセットマネジメント株式会社
設立年月	昭和61年11月
本社所在地	東京都港区
代表者	佐藤 公俊
資本金(1)	1,000,000千円
営業収益(2)	4,852,874千円
当期純利益(2)	86,407千円
資産(1)	6,798,156千円
負債(1)	504,613千円
純資産(1)	6,293,543千円
役職員数(3)	130人

(1) 平成21年3月31日現在です。

(2) 平成21年3月期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)です。

(3) 平成21年12月31日現在です。

役職員数は非常勤役員を含み、派遣社員を除いております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月1日にMDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末
(平成22年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,630,878
未収委託者報酬		335,807
未収運用受託報酬		74,310
未収投資助言報酬	1	50,458
その他流動資産		47,558
流動資産計		3,139,012
固定資産		
有形固定資産	2	96
無形固定資産		0
投資その他の資産		164,361
長期前払費用		426
長期差入保証金		163,934
固定資産計		164,458
資産合計		3,303,470
負債の部		
流動負債		
預り金		6,256
未払金		117,334
未払費用		210,858
未払法人税等		4,395
賞与引当金		42,824
資産除去債務		25,000
その他流動負債	3	15,521
流動負債計		422,191
固定負債		
退職給付引当金		26,939
固定負債計		26,939
負債合計		449,131
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		646,250
資本剰余金計		646,250
利益剰余金		
利益準備金		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		417,910
利益剰余金計		391,910
株主資本計		2,854,339
純資産合計		2,854,339
負債・純資産合計		3,303,470

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成22年 4月 1日
		至 平成22年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		988,300
受入手数料		15,770
運用受託報酬		210,716
投資助言報酬		48,316
営業収益計		1,263,103
営業費用		
支払手数料		375,962
その他営業費用		466,179
営業費用計		842,142
一般管理費	1	574,467
営業損失()		153,505
営業外収益	2	1,841
営業外費用		970
経常損失()		152,634
特別利益		-
特別損失		
合併費用		73,553
その他特別損失	3	46,659
特別損失計		120,213
税引前中間純損失()		272,848
法人税、住民税及び事業税		1,145
法人税等調整額		-
中間純損失()		273,993

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,600,000
当中間期末残高	2,600,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	646,250
当中間期末残高	646,250
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	26,000
当中間期末残高	26,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	143,917
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純損失()	273,993
当中間期変動額合計	273,993
当中間期末残高	417,910
株主資本合計	
前期末残高	3,128,332
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純損失()	273,993
当中間期変動額合計	273,993
当中間期末残高	2,854,339
純資産合計	
前期末残高	3,128,332
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純損失()	273,993
当中間期変動額合計	273,993
当中間期末残高	2,854,339

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年
2 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付の見込額（自己都合による当中間会計期間末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失は931千円、税引前中間純損失は24,999千円増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
1	下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。 未収投資助言報酬 8,855千円
2	有形固定資産の減価償却累計額 71,870千円
3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)							
1	減価償却実施額 有形固定資産 986千円 無形固定資産 44千円						
2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 761千円						
3	減損損失 当社は以下の資産について減損損失を計上しております。						
(1)	減損損失を認識した資産						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都千代田区</td> <td>本社設備等</td> <td>建物、ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	東京都千代田区	本社設備等	建物、ソフトウェア
場所	用途	種類					
東京都千代田区	本社設備等	建物、ソフトウェア					
(2)	減損損失の認識に至った経緯 前々事業年度、前事業年度及び当中間会計期間と連続して営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。						
(3)	減損損失の金額 建物 1,338千円 ソフトウェア 728千円 計 2,067千円						
(4)	資産のグルーピング方法 投資顧問事業及び投資信託事業を含め、全社で一つの資産グループとしております。						
(5)	回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を適用しております。						

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)											
1	発行済株式に関する事項										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当中間会計期間末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>115,600</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>115,600</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	普通株式(株)	115,600	-	-	115,600
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末							
普通株式(株)	115,600	-	-	115,600							
2	自己株式に関する事項 該当事項はありません。										
3	新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。										
4	配当に関する事項 該当事項はありません。										

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年 9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,630,878	2,630,878	-
(2) 未収委託者報酬	335,807	335,807	-
(3) 未収運用受託報酬	74,310	74,310	-
(4) 未収投資助言報酬	59,314		
貸倒引当金（ 1 ）	8,855		
	50,458	50,458	-
(5) 長期差入保証金	163,934	163,934	-
資産計	3,303,470	3,303,470	-
(1) 未払金	117,334	117,334	-
(2) 未払費用	210,858	210,858	-
負債計	449,131	449,131	-

（ 1 ）未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注）1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月1日に合併を予定しており、長期差入保証金は1年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない8,855千円を除いたすべての金銭債権について1年以内の回収を予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月1日に合併予定のため、1年以内の返還を予定しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を計上しております。平成22年10月18日から平成22年11月28日に原状回復工事を実施し、平成22年11月28日に本社の不動産賃借契約を解約します。資産除去債務の見積もりにあたり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高（注）	<u>25,000千円</u>
当中間会計期間末残高	<u>25,000千円</u>

注）「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

（賃貸等不動産関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （運用業務）	投資顧問 （助言業務）	合計
外部顧客への売上高	988,300	15,770	210,716	48,316	1,263,103

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

当社の報告セグメントは、「金融商品取引業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3月21日）を適用しております。

（ 1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）	
1株当たり純資産額	24,691円52銭
1株当たり中間純損失	2,370円18銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	273,993千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純損失	273,993千円
期中平均株式数	115,600株

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

共通支配下の取引等

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 MDAMアセットマネジメント株式会社

事業の内容 金融商品取引業

被結合企業

名称 安田投信投資顧問株式会社（当社）

事業の内容 金融商品取引業

(2) 企業結合日

平成22年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくため。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

平成22年10月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・安田投信投資顧問株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しました。
- ・公告方法の変更を行いました。（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う）に変更しました。）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

（平成22年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

（平成22年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
明治安田生命保険相互会社	410,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
日本興亜損害保険株式会社	91,249	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

1.名称、資本金の額及び事業の内容

(A)名称	: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(B)資本金の額	: 平成22年3月31日現在、10,000百万円
(C)事業の内容	: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 投資信託説明書（目論見書）
 - 投資信託説明書（交付目論見書）
 - 投資信託説明書（請求目論見書）
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月18日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公高
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田DC日本株式リサーチオープンの平成21年12月1日から平成22年11月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田DC日本株式リサーチオープンの平成22年11月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 MDAMアセットマネジメント株式会社）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併」に記載されているとおり、会社は、平成22年10月1日をもって安田投信投資顧問株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年1月19日

MDAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMDAM・DC日本株式リサーチオープンの平成20年12月2日から平成21年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAM・DC日本株式リサーチオープンの平成21年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。